

## 基本計画（素案）

I	基本理念及び基本方針（案） .....	1
II	導入すべき機能（案） .....	4
III	公園区域（案） .....	6
IV	ゾーニング（案） .....	11
V	施設計画（案） .....	17
VI	動線計画（案） .....	23
VII	管理運営方針（案） .....	28
VIII	周辺整備の方向（案） .....	29



## I 基本理念及び基本方針（案）

平城宮跡は、律令国家の完成や万葉集をはじめとした古典文化の舞台となった奈良時代の都であり、我が国の歴史と文化の始まりの地として、世界に誇ることのできる国民共有の財産であるとともに、地域にとってかけがえのない宝である。

このような認識のもと、国営公園整備にあたり、文化庁が策定した「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」の基本方針及び「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」を踏まえつつ、「基本理念」及び「基本方針」を設定する。

### ○基本理念

奈良時代の歴史的・文化的景観の中で、  
平城宮跡の保存と活用を通じて、  
“奈良時代を今に感じる” 公園空間を創出する。

### 【参考】

倭は国のまほろぼ たたなづく青垣

山隠れるやまとしうるはし

古事記 倭建命(やまとたけるのみこと)

あおによし 奈良の都は咲く花の

にほふがごとく 今さかりなり

万葉集 卷三―三二八 小野 老

(おののおゆ)

## 【解説】

### （平城宮跡の時代背景）

奈良時代は律令国家が完成し、古代国家として本格的な基盤が形成された時代であるとともに、日本書紀、古事記、万葉集及び風土記などが文字による記録としてはじめて編纂され、日本古典文化の始まりとなった時代である。

また、中国を通じて流入したオリエントの文化・芸術・技術は天平文化を生み出すとともに、その後の文化、学問や宗教などに大きな影響を与えた。

「あおによし奈良の都」と詠まれた平城京は、この時代に造営された本格的な都城で、遣唐使を通じた海外交流の影響を受け、国内のみならず国外に対しても権威を示すために、唐の長安に倣った本格的な中国様式の都城を造営したとされる。平城宮は当時の天皇の住まいである内裏や大極殿・朝堂院などが置かれていた都の中核であった。

### （史跡としての平城宮跡）

平城宮跡は江戸時代末から明治期にかけての地元有志の保存活動を契機とし、国を中心とした史跡(特別史跡)指定、土地の公有地化、発掘調査・研究、その成果を活かした遺跡復原等の整備の取組が継続的に進められてきた。

この結果、平城宮跡には、当時の様子を伝える様々な遺構、遺物が広大な敷地の地下に良好な状態で数多く保存されている。また、その多くは現在も未発掘の状態でも良好に保存されている。

併せて、「四禽図に叶う」と言われ、「たたなづく青垣」とも詠まれたその周囲の環境は良好な古都奈良の歴史的・文化的景観を構成している。

このように、平城宮跡は内に平城宮の偉容を偲び、外に古都平城(なら)を思う場であり、古都奈良の歴史・文化を物語る世界遺産「古都奈良の文化財」を構成する資産の一つとして高い評価を得ている。

### （都市緑地としての平城宮跡）

平城宮跡は、奈良市都市部における貴重な緑のオープンスペースとして、地域住民の日常利用を中心とした野鳥観察、散策などのリラクゼーション等の場として幅広く活用されている。さらに、地域の防災拠点としても位置づけられ、地域住民によって多目的な都市緑地として親しまれている。

## ○基本方針

### ○歴史・文化資産の保存・活用

貴重な歴史・文化資産である特別史跡平城宮跡を適切に保存し、後世に伝えていくとともに、今後も継続される発掘調査・研究により蓄積される考古学的知見と公園自体が歴史文化資産であることを最大限に生かしていく。

### ○古代国家の歴史・文化の体感・体験

誰もが楽しみながら古代国家の歴史・文化を体感し、体験的に学ぶことができるように、遺跡の公開や空間スケールを活かした復原、平城宮跡近辺の古都奈良の歴史的・文化的景観と併せ、往時に思いを馳せることのできる景観の形成を図る。また、興味を引くわかりやすい解説や多彩なイベントを実施する。

### ○古都奈良の歴史・文化を識る拠点づくり

古代において国際都市であった平城京の中心の地として、古都奈良の歴史・文化を伝える情報発信のセンターとなるとともに、歴史・文化等を通じた国際交流の拠点としての活用を図る。

### ○国営公園として利活用性の高い空間形成

関係機関との連携のもと、快適な空間づくりときめ細やかなサービスの提供により、四季を通じて様々な利用者が一日を充実して過ごすことのできる公園を目指す。

併せて、地域住民・NPOをはじめとした多様な主体が管理運営に参画し、公園に集う人全てで育くむ公園とする。

## Ⅱ 導入すべき機能（案）

基本理念及び方針を踏まえ、貴重な歴史・文化資産の保存を前提としつつ、以下の機能を導入していくこととする。

### ①体感・体験的歴史・文化学習機能

（具体的な展開方針）

- ・地下遺構の公開や出土品の展示など、本物が持つ力を活用する。
- ・主要な遺跡については、十分な調査研究成果に基づいた実物大の復原などその場において空間スケールを活かした整備を行う。
- ・視点場の設定や修景・遮蔽のための植栽など、宮跡(みやあと)に立ち、周囲を見渡すことで、往事に思いを馳せることのできるような景観形成を行う。
- ・復原した遺跡を用いた催しや歴史・文化体験学習プログラムの整備、VR等新技術の導入も視野に入れた興味を引くわかりやすい解説など、誰もが楽しみながら往事の歴史・文化を詳しく学ぶことのできる取組を行う。
- ・継続的な発掘調査・研究により、今後とも蓄積・充実化していく考古学的知見の積極的な活用を図る。また、発掘調査から復原整備に至る一連の作業を適宜公開していく。

### ②歴史・文化交流拠点機能

（具体的な展開方針）

- ・平城宮跡はもとより古都奈良全体に関する歴史・文化情報を国内外に発信する。
- ・歴史・文化に関する国際交流や地域交流に資するイベント等を開催する。
- ・交流イベントの会場として用いることのできる施設・空間の整備を行う。

### ③観光ネットワーク拠点機能

（具体的な展開方針）

- ・観光情報発信施設や交通ターミナル施設の整備により、観光ゲートウェイの機能をもたせる。

### ④自然的環境保全・創出機能

（具体的な展開方針）

- ・都市部に残されている貴重な自然的環境の保全・創出を図るとともに、自然体験の場としての積極的な活用を図る。

## ⑤多目的レクリエーション機能

(具体的な展開方針)

- ・「②歴史・文化交流拠点機能」で挙げたイベントのほか、従来からある地域住民の日常利用など、多目的に活用できる広場等の整備を行う。
- ・季節や時の移ろいを感じることでできる施設・空間の整備により、新たな魅力づくりを行う。
- ・大規模地震等非常災害時の避難場所として必要な整備を行う。

## ⑥利用サービス機能

(具体的な展開方針)

- ・緑陰の確保、飲食・物販の提供、ベンチ、休憩所等の休憩施設や便所、駐車場等の便益施設、また、園内利用案内の充実など、様々な利用者が集い、憩い、楽しむ上で基本となる機能の向上を図る。
- ・園内移動を円滑にするためのシステムの導入を検討する。
- ・園内のリアルタイムの利用情報を積極的に発信する。
- ・地域住民、NPOをはじめとした多様な主体の参画を促すための拠点づくりやプログラムの整備を行う。

### Ⅲ 公園区域（案）

#### 1. 公園区域の考え方

##### （1）基本的な考え方

本公園は、特別史跡平城宮跡の一層の保存、活用を図ることを目的に設置される公園で、国と、県が中心となる地元が連携し、一体の都市計画公園として整備を行うものである。

よって、公園区域については、特別史跡平城宮跡の区域（以下、「特別史跡の区域」という。）を中心とした上で、「Ⅱ 導入すべき機能（案）」の実現に必要な区域を精査（追加・削除）していくこととする。

##### （2）導入すべき機能（案）の実現に必要な区域について

###### ①体感・体験的歴史・文化学習機能

- ・地下遺構の公開や復原整備、同施設を用いた催しなどのために、遺構が保存されている特別史跡の区域を公園区域の中心とすることが望ましい。
- ・また、これまでの保存整備の経緯を踏まえると、土地が公有地化された後に、発掘調査・研究、その成果を活かした復原整備等の取組が行われていることから、特別史跡の区域の中でも、土地が公有地化された区域を整備することが適当である。
- ・また、特別史跡の区域の南側に隣接する史跡平城京朱雀大路跡の区域も、奈良市による土地の公有地化や復原整備の取組がなされており、往時の平城宮に至るメインストリートであった空間として、特別史跡の区域と併せ、有効な一体利用を考えていくことが適当である。
- ・一方、平城宮跡全体を紹介する設備の設置や出土品の展示、講演、講習会等を行う施設については、遺構保存の観点から、利用者の利便性及び一体の公園としての効果、効率的な管理を考慮した上で、特別史跡の区域の隣接地において整備することが適当である。
- ・さらに、平城宮跡からの周囲の眺めを確保するため、市街地景観を遮蔽する植栽等を実施するために、必要に応じて特別史跡の区域の隣接地を活用することが適当である。



## ②歴史・文化交流拠点機能

- ・歴史・文化情報の発信や交流イベントの会場となる施設の整備については、遺構保存の観点から、利用者の利便性及び一体の公園としての効果、効率的な管理を考慮した上で、特別史跡の区域の隣接地において整備を行うことが適当である。

## ③観光ネットワーク拠点機能

- ・観光ゲートウェイ機能を持たせるための観光情報発信施設や交通ターミナル施設の整備については、遺構保存の観点から、利用者の利便性及び一体の公園としての効果、効率的な管理を考慮した上で、特別史跡の区域の隣接地において整備を行うことが適当である。
- ・また、隣接地の中でも、特に利用者の往来が最も多く見込まれる公園のメインエントランスとなる区域を中心として整備を行うことが適当である。

## ④自然的環境保全・創出機能及び⑤多目的レクリエーション機能

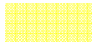
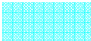


- ・既に一般開放がなされている特別史跡の区域における土地が公有地化された区域でみられる利用実態を踏まえ、その維持・向上を図ろうとするものであるため、引き続き当該区域において整備を実施することが適当である。

## ⑥利用サービス機能

- ・公園利用の利便性、快適性を向上するための機能として、園内全体で展開すべき機能である。
- ・ただし、公園の総合案内や維持・運営管理のための中心的な施設については、遺構保存の観点から、利用者の利便性及び一体の公園としての効果、効率的な管理を考慮した上で、特別史跡の区域の隣接地であって、かつ、利用者の往来が最も多く見込まれる公園のメインエントランスとなる区域を中心として整備を行うことが適当である。

## 2. 公園区域の設定

1. より、公園区域については、

- ・特別史跡平城宮跡の公有地の区域 
- ・史跡平城京朱雀大路跡の公有地の区域 
- ・特別史跡平城宮跡の隣接地であって、かつ、公園のメインエントランスとなる区域 
- ・景観形成上必要な特別史跡平城宮跡の隣接地の区域 

を対象に設定することとする。

<公園のメインエントランスとなる区域>

往時の平城京のメインストリート沿いであり、また、主要地方道奈良生駒線（大宮通り）沿いにおいて自動車交通によるアクセスが最も容易と考えられる史跡平城京朱雀大路の両側区域をメインエントランスに位置づけることが適当である。

<景観形成上必要な特別史跡平城宮跡の隣接地の区域>

東院庭園南側は、隣接地を経て国道24号線高架、イトーヨーカドー（旧そごう）などが直接望めるなど、南東方向の市街地景観に対処することが必要であるため、東院庭園の南側区域を公園区域とし、好ましくない景観の遮蔽を図ることが妥当である。

（なお、同区域においては、復原された築地塀の鑑賞など、体感・体験的な歴史・文化学習における活用も想定される。）

以上をもとに、図1の点線で囲まれる区域を都市計画公園の検討区域とすることとし、以下、ゾーニング（空間配置）、施設計画等を行うこととする。



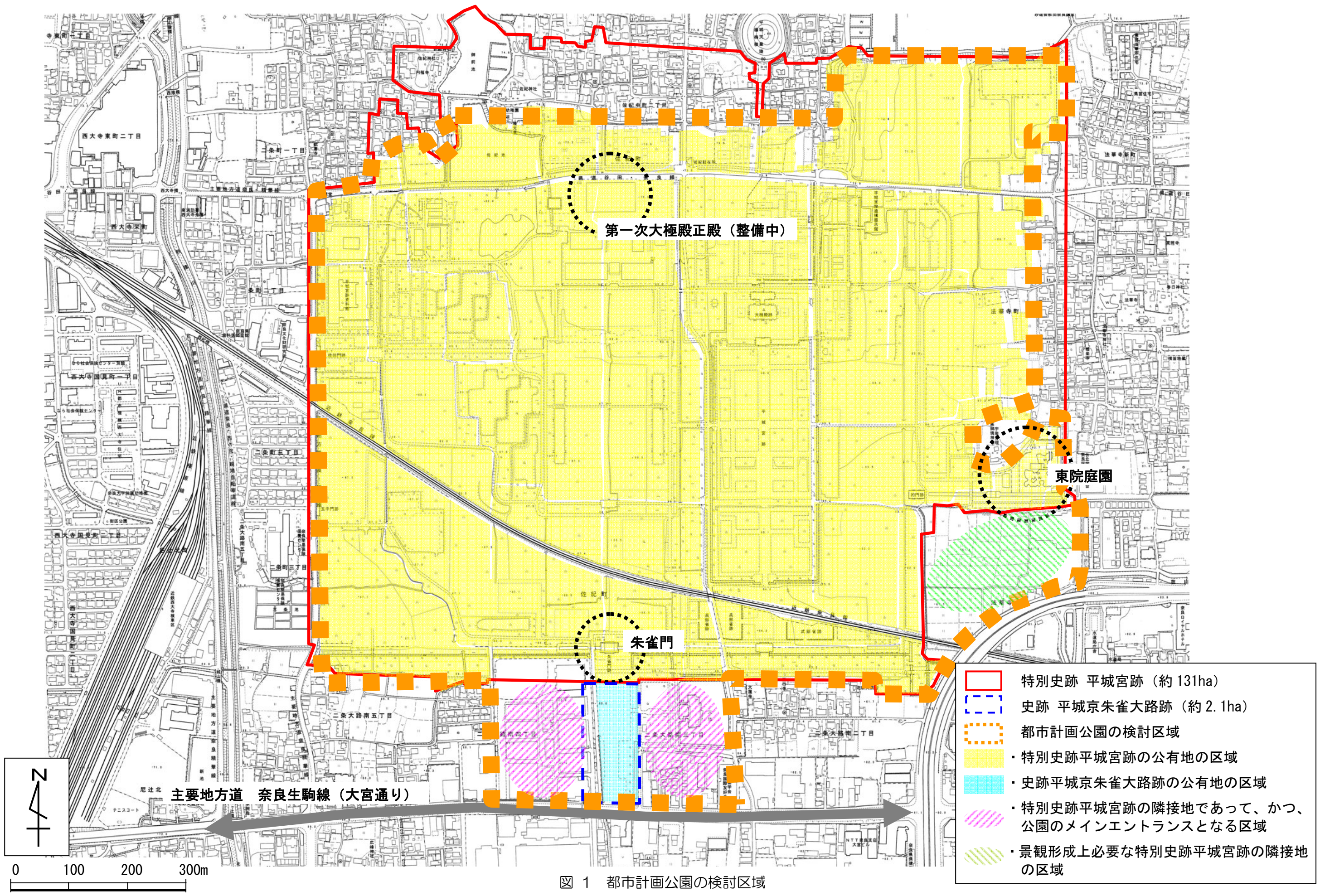


図 1 都市計画公園の検討区域





## Ⅳ ゾーニング（案）

### 1. 基本的考え方

- ゾーニングは、公園全体を用途や機能等の観点から大別するもので、個々の区域ごとの用途や機能の概略が整理されるため、公園設置の理念や目的に沿って、公園全体で調和のとれた整備管理を可能とするものである。
- 本公園のゾーニングは、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」にある整備ゾーニング図【資料-4・P.1】を基本としつつ、埋蔵文化財の発掘調査【資料-4・P.2】、復原にかかる状況の違いを主として区分し（図2）、これまでの利用状況を勘案しつつ、公園としての機能の充実を図るよう、その位置づけを行うこととした【資料-4・P.3-5】。

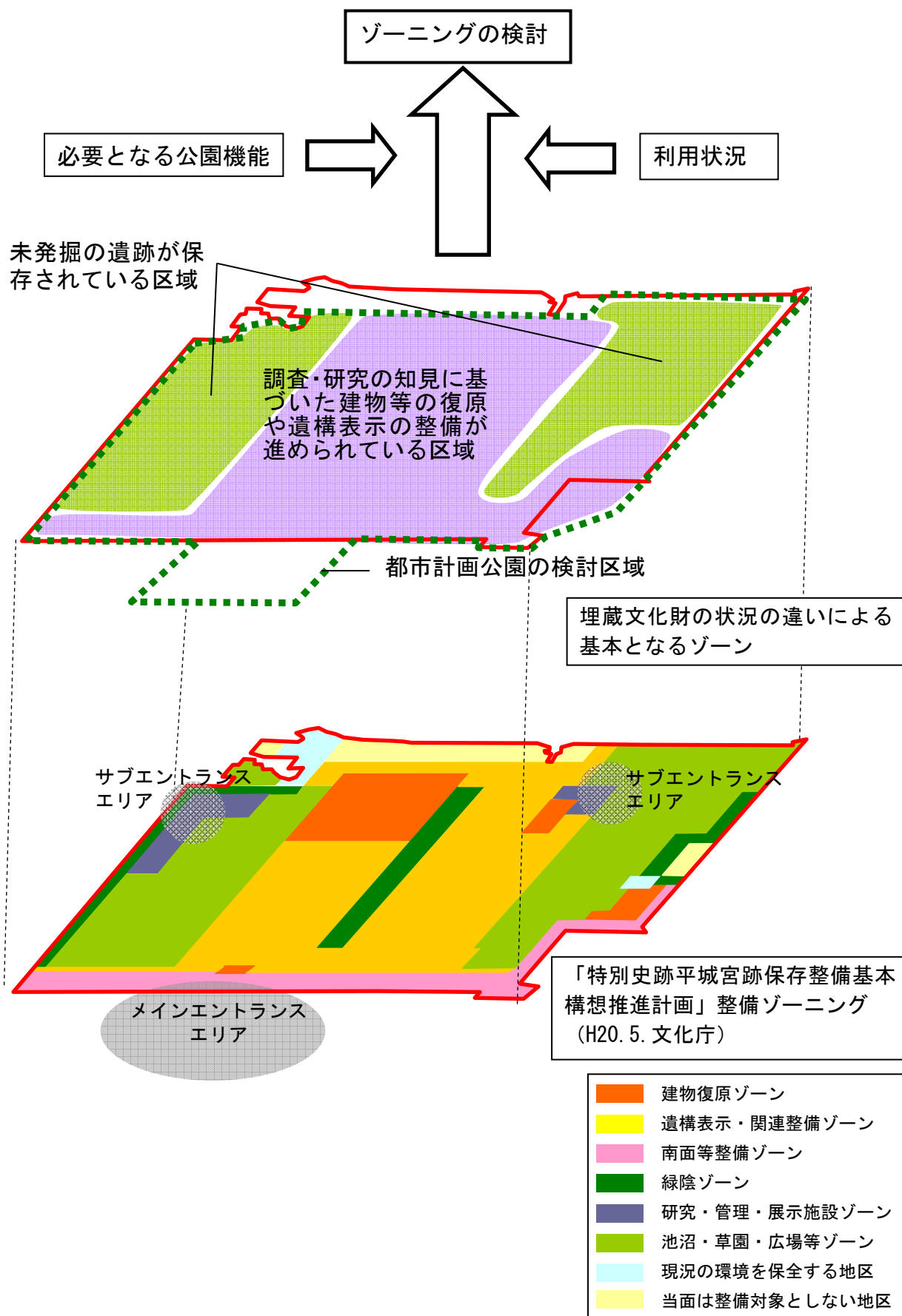


図 2 ゾーニングにあたっての基本的考え方（概念図）

## 2. ゾーニング

### (1) ゾーン区分及び配置

1. の考え方を踏まえ、ゾーンの区分及び配置を次の通りに設定する。

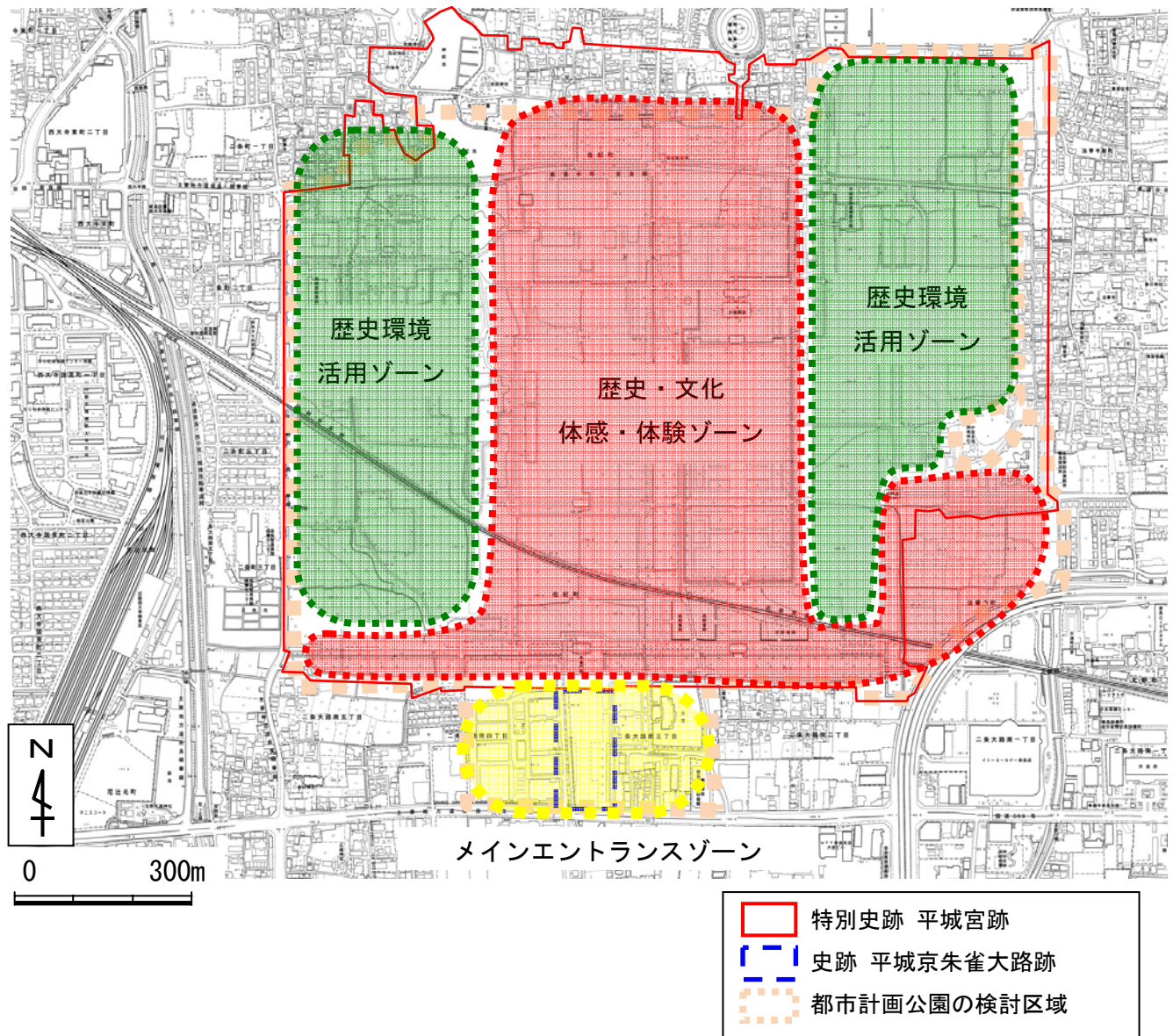


図 3 ゾーニング計画図 (案)





表-1 ゾーン区分と各ゾーンの考え方

ゾーン名称	基本計画		特別史跡平城宮跡 整備ゾーニングとの対応
	導入機能	ゾーンの位置づけ	
歴史・文化 体感・体験ゾーン	○体感・体験的歴史・文化学習機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡平城宮跡の中央及び南東部に位置し、比較的発掘調査・研究が進められ、奈良時代前半・後半それぞれの大極殿・朝堂院や東院庭園などの主要な遺構が発掘された区域であり、その成果を活かした遺構の復原、表示が進められている。</li> <li>⇒遺跡の発掘調査・研究の成果を活かした遺構の復原、表示、同施設を用いた催しの実施により、体感・体験的な歴史・文化学習の機会を提供するゾーンとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等復原ゾーン</li> <li>・遺構表示ゾーン</li> <li>・緑陰ゾーン</li> <li>・研究・管理・展示施設ゾーン</li> <li>・池沼・草園・広場等ゾーン</li> </ul>
歴史環境活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多目的レクリエーション機能</li> <li>○自然的環境保全・創出機能</li> <li>○利用サービス機能 (サブエントランス) (○体感・体験的歴史・文化学習機能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡平城宮跡の東西に位置し、未発掘の遺跡が保存されている区域である。</li> <li>・現在、散策その他の多目的スペースとして活用されている。</li> <li>・また、西側の一部には、池沼・湿地等のまとまった自然的環境が広がっている。</li> <li>⇒将来の活用が期待できる資源（未発掘の遺跡）が保存されており、また、「歴史・文化体感・体験ゾーン」から見た宮跡の広がりや周囲の眺めを確保する区域として、過度な施設整備を行うことなく、貴重な緑のオープンスペースである特徴を活かしながら、自然的環境の保全・創出、様々な利用者が憩い・楽しむための多目的なレクリエーション活動の場を提供するゾーンとする。</li> <li>※なお、本ゾーンについては、発掘調査・研究が行われる際には、その様子を公開することなどを通じ、体感・体験的歴史・文化学習機能も担うことのできるゾーンとする。また、その成果に応じ、「歴史・文化体感・体験ゾーン」への見直しを行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等復原ゾーン</li> <li>・遺構表示ゾーン</li> <li>・南面等表示ゾーン</li> <li>・緑陰ゾーン</li> <li>・研究・管理・展示施設ゾーン</li> <li>・池沼・草園・広場等ゾーン</li> <li>・サブエントランスエリア (西側)</li> </ul>
メインエントランスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体感・体験的歴史・文化学習機能</li> <li>○歴史・文化交流拠点機能</li> <li>○観光ネットワーク拠点機能</li> <li>○利用サービス機能 (メインエントランス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡平城宮跡の南側に位置し、往時の平城京のメインストリートであった史跡平城京朱雀大路跡一帯を含む区域である。</li> <li>・主要地方道奈良生駒線（大宮通り）を利用した本公園へのアクセスの中心となり得るとともに、特別史跡外の区域として、宮跡を活かす様々な活動や施設整備を実施することが可能である。</li> <li>⇒本公園のガイダンス等を行う利用サービス施設、宮跡全体の紹介や出土品の展示等を行う施設、古都奈良全体の歴史・文化情報の発信や交流イベントの会場となる施設、観光ゲートウェイ機能を持たせるための観光情報発信施設や交通ターミナル施設など、メインエントランスにふさわしい施設を集約的に設けるゾーンとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインエントランスエリア</li> </ul>
	※利用サービス機能（エントランスに係るものを除く）については、園内全域で展開していくものとする。		



## V 施設計画（案）

### 1. 基本的な考え方

- 各ゾーンの位置づけを踏まえ、その用途を満たすために必要な施設を設置する。
- 遺跡保存及び景観に配慮しつつ、快適性、利便性の高い公園利用を実現するための施設（利用サービス施設）について、適切な位置で、適切な必要量を確保する。
- 既に整備済みの復原・表示施設、便益施設、休養施設、修景施設等【資料-4・P.6-8】は公園利用・管理の観点から検討・評価を行い、計画上活用できるものについては有効活用を図る。
- 国と、県が中心となる地元が、連携・役割分担して施設整備を行う。

### 2. 施設計画

#### (1)各ゾーンの主要施設

活用する既存施設も含め、各ゾーンの主要な施設を以下に記す。

なお、主要な遺構については、往時の平城宮の姿、広がりを感じてもらうため、十分な調査研究に基づいた原位置での実物大の復原又は表示を行う。

※なお、以下の記述において、\_\_\_\_\_は、平成20年時点で当初整備済みのものを示す。

#### ア) 歴史・文化体感・体験ゾーン

##### ○第一次大極殿院

- ・ 正殿（建物復原）
- ・ 築地回廊（南門、東西楼を含む）（建物復原）
- ・ 院内広場 等

##### ○第一次朝堂院

- ・ 第一次朝堂院（遺構表示）
- ・ 宮内道路

##### ○内裏・推定宮内省

- ・ 遺構展示館（遺構展示）
- ・ 内裏（遺構表示）
- ・ 推定宮内省（一部建物復原）

##### ○第二次大極殿院

- ・ 第二次大極殿院（遺構表示）

##### ○第二次朝堂院

- ・ 第二次朝堂院・朝集殿院（遺構表示）

##### ○兵部省・式部省

- ・ 兵部省・式部省（一部遺構表示）

## ○朱雀門

- ・ 朱雀門（建物復原）
- ・ 広場

## ○東院庭園

- ・ 東院庭園（庭園・建物復原）
- ・ 広場（県整備を想定）

## ○二条大路

- ・ 南面大垣（一部遺構表示）

## ○修景植栽

目隠しとなる高木等の植栽を行う。

- ・ 中央緑陰帯
- ・ 遮蔽植栽

## イ) 歴史環境活用ゾーン

### ○自然観察広場

現在ある池沼や湿性植物群落、観察される生き物等の生息場所となる自然的環境を保全・創出するとともに、自然観察等のための散策道や解説板を設ける。

- ・ 池沼
- ・ 散策道（木道等） 等

### ○散策・鑑賞広場

草花等の植栽を行う他、多目的な活用が可能な広場等を設ける。

- ・ 草花植栽（花畑）
- ・ 広場
- ・ 園路
- ・ 修景植栽 等

### ○サブエントランス

公園の玄関口に必要な駐車場や休憩・待合スペース、園内の案内・利用情報を提供するための施設を設ける。

- ・ 案内所兼休憩所
- ・ エントランス広場
- ・ 修景植栽 等

## ウ) メインエントランスゾーン

### ○朱雀大路

- ・朱雀大路（一部復原）

### ○資料展示体験施設

資料展示や平城宮跡全体のガイダンス、また、公園の管理拠点となる施設を設ける。

- ・大型展示施設
- ・公園管理センター 等

### ○歴史・文化交流施設（県整備を想定）

古都奈良全体の歴史・文化情報の発信や交流イベントの会場となる施設を設ける。

- ・歴史体験学習館 等

### ○観光ゲートウェイ施設（県整備を想定）

観光情報発信施設や交通ターミナル施設を設ける。

- ・交通広場
- ・観光案内センター
- ・飲食・物販施設 等

## (2) 利用サービス施設

### ① 駐車場

- ・利用予測に基づく必要量をもとに、適切な位置に設けることを検討する。

### ② 便所

- ・利用予測に基づく必要量を、利用拠点や公園全体の施設配置、利用動線などを勘案しながら、偏りのない配置で確保する。
- ・既存の便所は活用を図る。
- ・体感ゾーンに設ける場合は、樹木植栽などにより目立たないような工夫を行う。

### ③ ベンチ、休憩所等

- ・各ゾーンにおいて、利用動線や空間などに留意しつつ、過剰サービスにならないよう適宜確保する。
- ・体感ゾーンに設ける場合は、特に休憩所については、復原建物の活用や便所との併設を検討するとともに、目立たないような工夫を行う。
- ・また、休憩所には、利用動線とも絡めて駐輪場や園内交通の乗降の場なども設けていく。

### ④ 飲食、物販施設

- ・飲料等の提供や簡易な物販を行う施設について、適切な位置での設置を検討する。

### ⑤緑陰（高木）植栽

- ・各ゾーンにおいて利用動線や空間、施設配置等に留意しつつ適宜確保する。
- ・実施及び以降の管理においては、主要なビスタラインや周囲の山並み景観の確保など、眺望景観上の配慮を行う。

### ⑥サイン

- ・各ゾーンにおいて利用動線や空間、施設配置等に留意しつつ適宜配置する。
- ・耐久性のある素材を用い、必要以上に目立つことのない形状、意匠とする。
- ・既存のサインは、公園計画上、活用できるものについては、有効活用していくことを基本とするが、老朽化等とあわせて順次統一化を図っていくようにする。
- ・サインに使用する言語は、多国語（日本語、英語、中国語、韓国語）を用いることとする。

## （3）管理施設【P】

### ①照明施設

- ・主要動線となる園路においては、照明施設の設置を検討する。
- ・照明施設の設置では、景観に与える影響について十分配慮する。

### ②安全柵等

- ・来訪者の安全を確保するため、また施設の保全のため、必要な箇所に安全柵等を設置する。

### ③防災・防犯施設

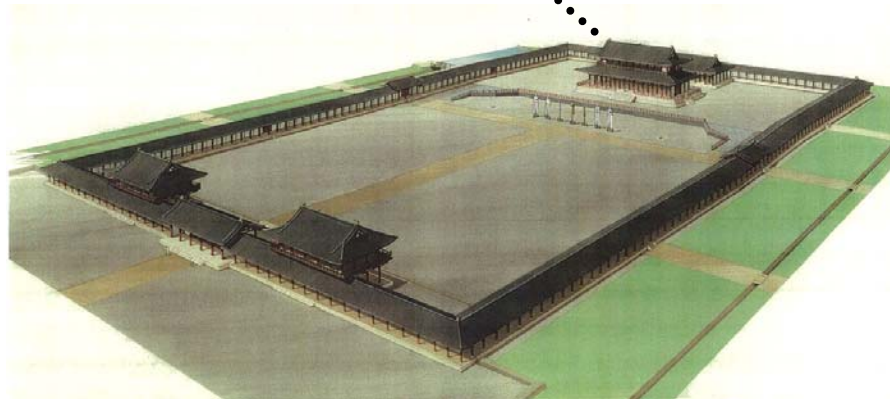
- ・復元建物やその他の施設等の防災・防犯に万全を期すため、監視設備、防火設備通報システム等を、必要に応じて配置していく。

### ④供給処理施設

- ・上下水道や電気設備については今後の計画内容に応じて設置していくものとするが、配管等に際しては地下遺構の保存に十分に配慮する。



第一次大極殿院



資料：上／パンフ「第一次大極殿正殿復原工事（文化庁）」  
下／「第一次大極殿院（文化庁）」

内裏と第二次大極殿院（北から）



資料：パンフ「平城宮跡  
（平城宮跡資料館・遺構展示館）」

推定宮内省



資料：「平城宮跡資料館図録  
（奈良文化財研究所）」

第二次朝堂院（南から）



資料：絵葉書「朝堂院・大極殿・内裏地区遠景  
（平城宮跡資料館）」

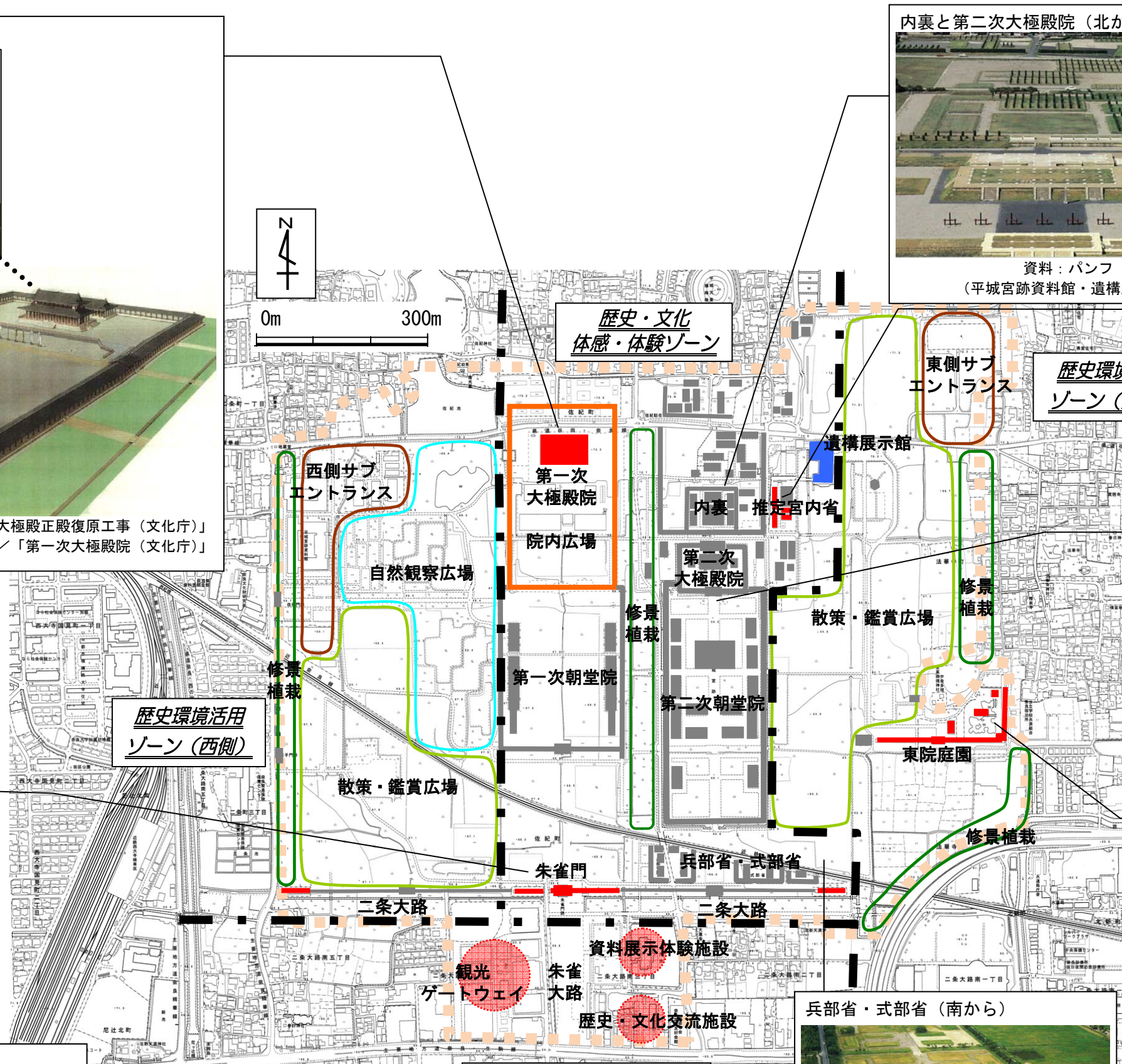
朱雀門



広場イメージ



資料：左／国営木曽三川公園、右／国営昭和記念公園



兵部省・式部省（南から）



資料：「平城宮跡資料館図録  
（奈良文化財研究所）」

- 都市計画公園の検討区域
- 復原建物（整備済・整備中）
- 復原建物（計画）
- 遺構表示
- 計画施設
- その他建物

図 4 広場・施設計画図







## VI 動線計画（案）

### 1. アクセス動線（エントランス）

本公園へのアクセスについては、現在及び将来の周辺交通網の計画【資料-4・P.9】、現在みられる平城宮跡の来訪者の交通手段【資料-4・P.10】からみて、

- 主要地方道奈良生駒線（大宮通り）を経て公園の南側からのアクセス
  - 国道 24 号バイパス方面から公園北東側へのアクセス
  - 近鉄西大寺駅から一般県道谷田奈良線等を経て公園北西側からのアクセス
- が中心になるものと見込まれる（図 5）。

これらを踏まえ、本公園のエントランスとしては

- メインエントランス（公園南側）
  - 東側サブエントランス
  - 西側サブエントランス
- を主要なエントランスに設定することとする。

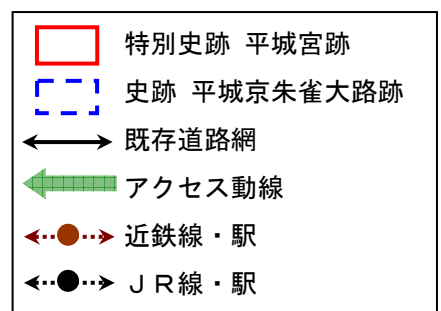
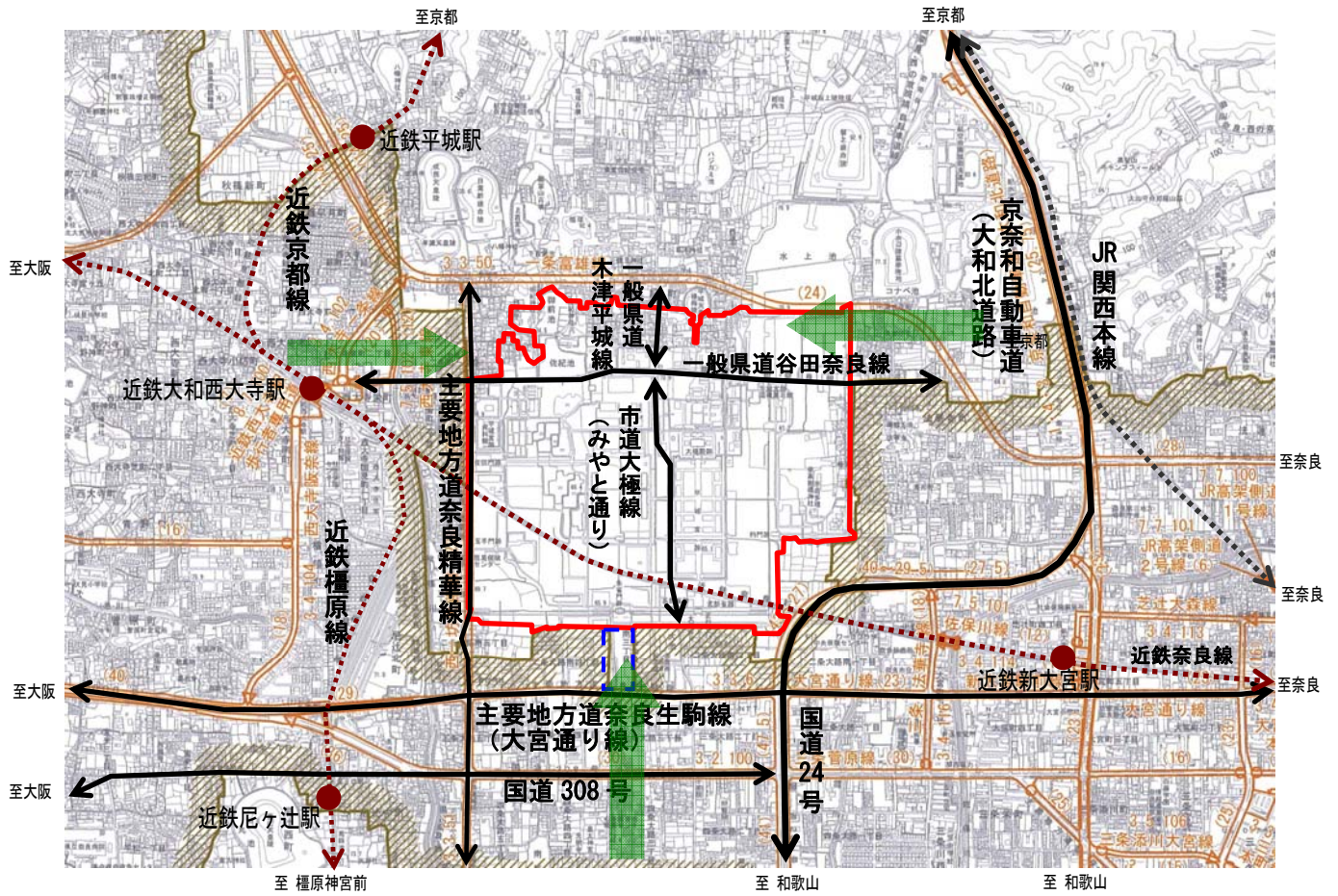


図 5 アクセス動線

## 2. 園内動線

### (1) 基本的な考え方

- 園内の動線は、「歴史・文化体感・体験ゾーン」を中心に、園内を歩くことが歴史・文化の体感・体験に資することから、歩行動線を中心としたものとする。  
他方、広大な園内を効率よく移動できるよう、歩行動線以外の自転車動線等を設けることとするが、これについては、園内利用の妨げや歴史・文化性を感じる景観上の支障とならないよう、できるだけ外周部に配置するようにする。
- 歩行動線の確保については、園路だけでなく、広場によって行うことも考える。  
その際、多くの利用者の動きが想定される主要な動線となる箇所については、歩きやすさに配慮するようにする。  
他方、主要な動線に関し、往時の宮内道路、条坊道路【資料-4・P.11】の付近にあるものは、一層の歴史・文化の体感・体験に資するよう、利活用上の必要性を考慮した上で、位置、幅員構成等について、できる限り往時の姿を踏襲した園路を設けるものとする。
- 既に整備済みの園路について、公園利用・管理の観点から検討・評価を行い、公園計画上活用できるものについては、有効活用を図っていく【資料-4・P.12】。

### (2) 園内動線計画

本公園においては、歩行動線、自転車動線等の別に、図6及び7に示した動線を主要動線と捉え、今後、詳細な位置等について、施設配置とも併せて、検討していくこととする。

①動線イメージ（歩行動線）

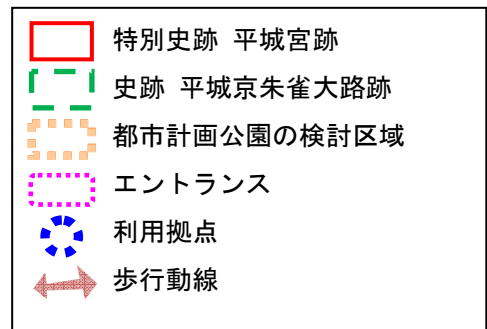
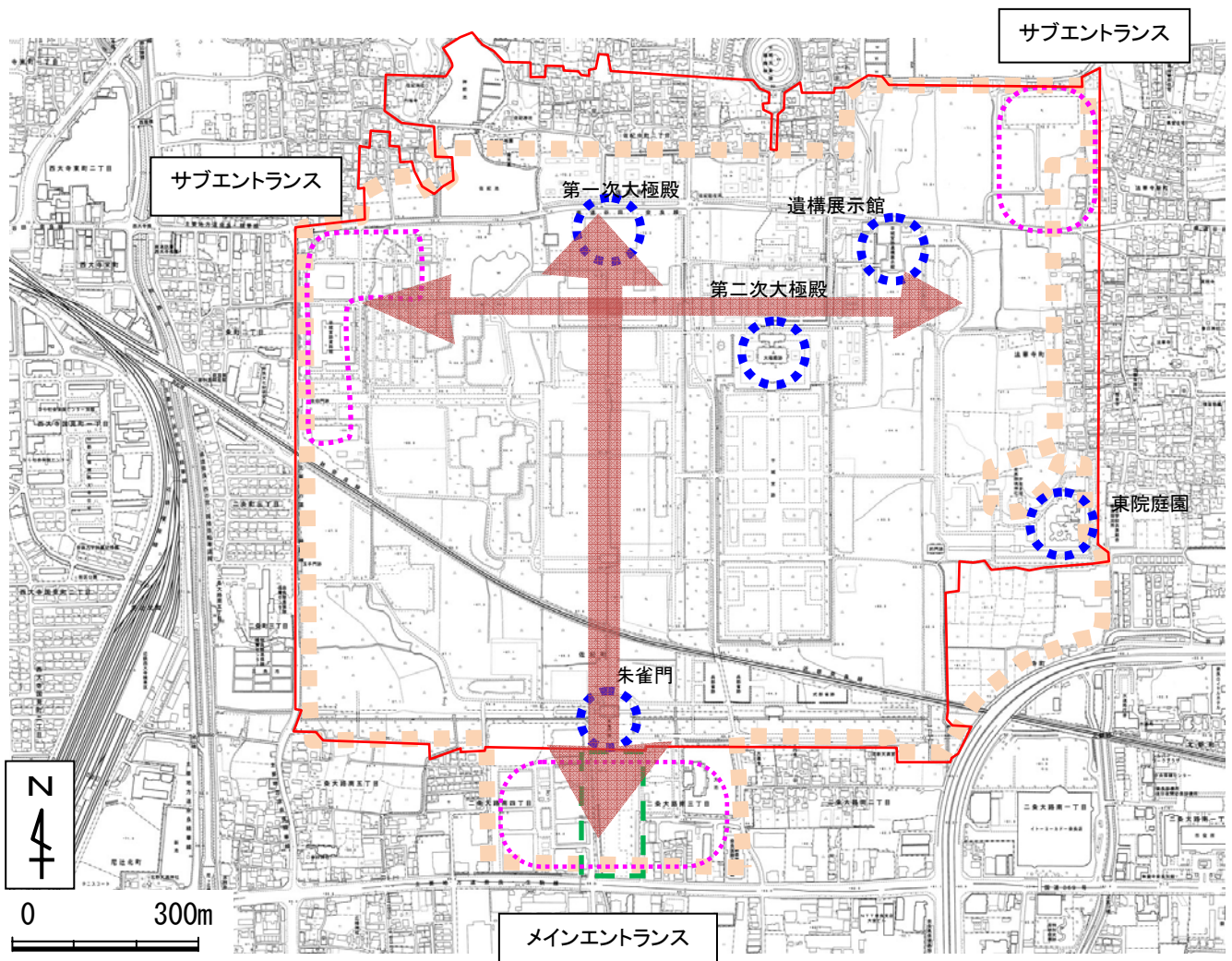


図 6 動線イメージ（歩行動線）



②動線イメージ（自転車・園内移動システム動線）

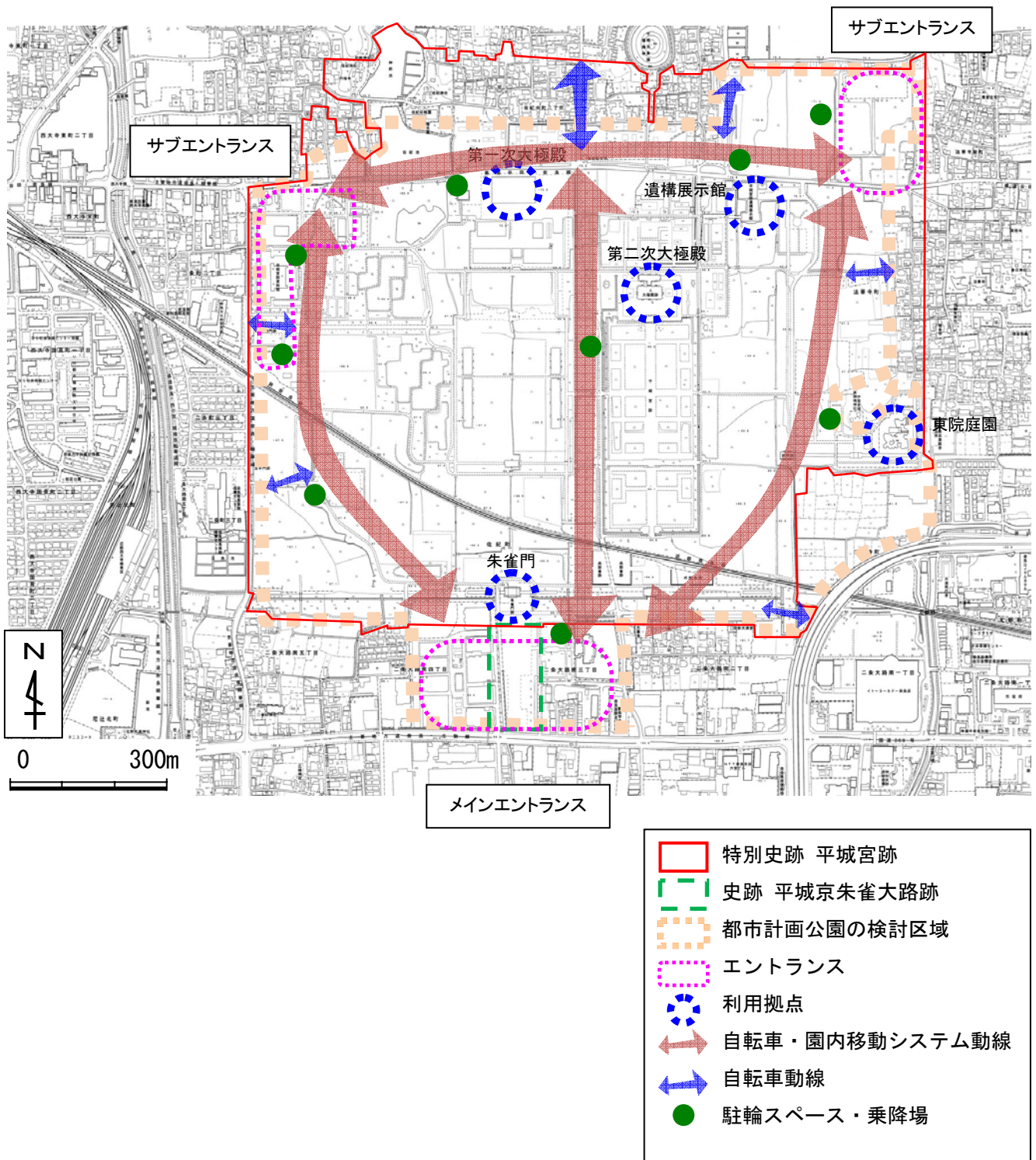


図 7 動線イメージ（自転車・園内移動システム動線）

## Ⅶ 管理運営方針（案）

### 1. 基本的な考え方

#### ア) 明確な管理体制の確立

特別史跡及び史跡の区域に設けられる公園として、関係機関と明確な役割分担を行い、連絡調整を密にし、責任ある体制での公園の管理運営を行う。

#### イ) 国営公園にふさわしい管理運営の実施

公園面積が 100ha 以上に及ぶため、コストに配慮した効果的・効率的な管理運営を行うとともに、利用者にとって快適性・利便性の高い、国営公園にふさわしい適切な管理運営を行う。

#### ウ) 多様な主体の参画の促進

平城宮跡内で行われている既存のボランティア活動等に配慮しつつ、地域住民や NPO をはじめ、多様な主体の参画を通じて、管理運営の充実を図っていく。

#### エ) 平城宮跡を楽しむ、わかりやすい運営管理の充実

平城宮跡の施設や空間等を存分に活用し、誰もが楽しみながら詳しく往時の歴史・文化を識ることのできるような運営管理を行う。

#### オ) 柔軟な管理運営の実施

継続的な発掘調査・研究により得られていく考古学的知見を積極的に活用し、公園整備や利用に適切に反映していくなど、折々の状況に応じた柔軟な運営管理を行う。

※以下のより詳細な内容（運営メニューのイメージ案など）については、次回委員会で提案する考え。

## Ⅷ 周辺整備の方向（案）

平城宮跡を基本理念及び基本方針に基づいた良質な国営公園とするためには、園内の整備とあわせて周辺地域についても適切な整備を行うことが重要であると考えられることから、その主なものを示しておくこととする。

これらの整備については、奈良県・奈良市との連携のもと、地元の理解と協力を得ながら進めていくことが必要である。

### ア) 周辺景観の保全・形成

平城宮跡の歴史・文化性やスケール感を体感するために、宮跡内のみならず、奈良盆地を囲む山並みへの眺望など、周辺部において良好な景観の確保に努める必要がある。

また、主要なアクセスルートの沿道や隣接する市街地の景観は、来園者にとっては公園景観と密接不可分であり、これらの景観性の向上など歴史的景観・環境への配慮を行う必要がある。

### イ) 広域交通ネットワークの整備

平城宮跡の公園整備においては、宮跡を縦横断する鉄道や道路の移設が課題である。加えて、公園開園後、増大すると予想される来園者のアクセスを確保する必要がある。

よって、当公園を中心とした広域交通ネットワークの検討及び再構築を行う必要がある。

### ウ) 総合的な雨水排水対策の取り組み

平城宮跡の公園利用の面から、宮跡内及び周辺地域の雨水排水対策について、適切な対処を行っていく必要がある。

### エ) 公園整備と併せた地域振興の取り組み

平城宮跡は、奈良観光の大きな資源として、地域振興の起爆剤となることが期待されている。公園整備を通じた新たな魅力づくりとともに、周辺の資源・施設とのネットワーク化やまちづくり計画など、連携した地域の振興政策の取組を図る必要がある。